

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月24日

食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官
関東農政局 食糧部長 中島 宣明

1 競争に付する事項

関東農政局東京農政事務所深川政府倉庫及び立川政府倉庫で使用する電気の購入

- (1) 購入等件名 深川政府倉庫：契約電力 595 kW
立川政府倉庫：契約電力 186 kW
上記契約電力は、平成22年4月期の契約電力
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期間 平成22年4月1日から平成22年9月30日
- (4) 納入場所 関東農政局東京農政事務所深川政府倉庫
東京都江東区塩浜1丁目2番10号
関東農政局東京農政事務所立川政府倉庫
東京都立川市緑町無番地

(5) 入札方法

入札者は入札価格を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている、関東・甲信越地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 仕様書別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関

する条件」に記載の条件を満たすこと。

- (6) 関東農政局長から、関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成15年9月11日付け15関総第383号（財））に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9722

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

関東農政局 食糧部 消費流通課 物流係 宗像智美

電話048-740-1006

- (2) 入札説明書の交付方法 (1)の交付場所にて無料で交付する。

- (3) 入札、開札の日時及び場所

平成22年3月19日（金）10時00分 関東農政局13階入札室

平成22年3月19日（金）11時00分 関東農政局13階入札室

入札書は持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

郵便による入札の受領期限

平成22年3月18日（木）午後5時

関東農政局 食糧部 食糧調整課 契約係 鬼海秀明

電話048-740-0158

4 審査

入札説明書に基づいて作成した入札提案書等を食料安定供給特別会計支出負担行為担当官が審査し、要求要件を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

なお、入札提案書等の提出期限は平成22年3月12日（金）までとし、提出場所は上記3の（1）とする。

5 入札保証金及び契約保証金 免除。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、上記4に定める期日までに入札提案書等を提出し、入札、開札日の前日までに審査に合格していなければならない。

- (3) 入札者は、入札、開札日の前日までの間において、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官から入札提案書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、当該書類に関し、説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の入札、入札提案書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した者の入札及び関東農政局競争契約入札心得第4条の3の規定に違反した者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事項をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しております。

詳しくは、当局のホームページ（<http://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/koukihoji/index.html>）をご覧ください。